

関西広域連合協議会の概要について

1 概要

関西広域連合（以下「広域連合」という。）の運営にあたり、広域計画や実施事業、関西の課題と今後のあり方等を踏まえた広域連合の将来像について、住民等から幅広く意見を聴取するため、関西広域連合協議会を設置する。

(1) 委員定数 55人程度

○各分野の住民代表

・産業経済、観光文化、医療福祉、環境、防災、コミュニティ分野の代表

○有識者

○公募委員

○近畿ブロック地方団体等の代表者

（市議会議長会、町村会、町村議長会等の代表者）

<オブザーバー>

連携団体（福井県、三重県、奈良県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）

(2) 開催回数 年1～2回

(3) 協議事項

- ・関西広域連合の運営と今後のあり方に関する事項
- ・広域連合の各分野の広域計画及び実施事務に関する事項
- ・その他広域にわたる課題に関する事項

2 設置根拠

○関西広域連合附属機関設置条例（平成23年関西広域連合条例第3号）

○関西広域連合協議会規則（平成23年関西広域連合規則第9条）

（参考）【規約第16条】

広域連合に、広域にわたる課題その他必要な事項について幅広く意見を聴取するため、地方自治法第292条において準用する同法第138条の4第3項に規定する附属機関として、関西広域連合協議会を置く。

3 委員の任期等

	内 容
区 分	会長、副会長、委員
任 期	2年（ただし、学識経験者を除く委員は、原則として充て職とする。）
身 分	非常勤
報 酬	日額8千円支給、旅費の費用弁償あり（「報酬等条例」に規定）
選任方法	広域連合長が選任（会長及び副会長は委員による互選）